

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 25 日

審査機関名 ビューローベリタスジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	グラスライニング焼成炉の更新による CO2 排出削減事業
排出削減事業者名	八光産業株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
事業実施場所	八光産業株式会社 (住所：大分県中津市大字是則 1136 番地)
事業の概要	八光産業株式会社において、既存の灯油式焼成炉を高効率電気炉へ更新し、エネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減し、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2012 年度：16 tCO2/年 (事業実施期間合計 16 tCO2)
国内クレジット認証期間	開始予定日 2013 年 3 月 22 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 003 「工業炉の更新」

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 事業実施サイトの場所：大分県中津市大字是則 1136 番地 事業実施サイトの視察日付：2012 年 10 月 19 日

<p><b>追加性を有すること</b></p>	<p>1) 法的義務がないこと  排出削減事業実施者への質問により、当事業は法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量削減に寄与することを目的として実施されたことを確認している。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること  事業所訪問時に既存設備がまだ撤去されていないため、対象設備を視察し、既存設備がまだ使用可能な状態であることをヒアリング等を通じて確認している。</p> <p>3) 投資回収年数  本事業の投資回収年数は、入手した根拠資料により 8.2 年であることを確認した。これは一般的な省エネ設備への投資判断基準である回収年数 2～3 年と比べて長く、工業炉は設備投資額が一般省エネ設備に比べて大きく、事業者としても投資決定に至る案件ではないことを確認した。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因  コスト同様にエネルギー使用量についても工場長以下の主要メンバーを集めた月次検討会を開く等して、省エネ活動に積極的に取り組んでおり、CO2 排出量を減らしたい事業者の方針によって、国内クレジット制度による工業炉の更新事業の申請に至った。</p>
<p><b>自主行動計画に参加していない者により行われること</b></p>	<p>事業所視察の当日、審査に立ち会った関係者への質問により、当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認した。</p>
<p><b>排出削減方法論に基づいて実施されること</b></p>	<p>本排出削減事業は、承認排出削減方法論 003 に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p><b>【方法論番号 003 工業炉の更新】</b>  適用条件 1 については、前年データを用いて、焼成重量実績とエネルギー使用量実績から算定した比率にて、導入後の炉の方が高効率であることを確認した。  適用条件 2 については、既存設備を継続して利用可能であることを、既存設備の使用期間が法定耐用年数の 2 倍を超</p>

	<p>えていないことの確認や事業者へのヒアリングおよび設備点検記録等により確認した。</p> <p>適用条件 3 については、活動量として「焼成重量」を採用している。焼成重量はエネルギー使用量に最も影響を与える点から適切であると判断した。焼成重量は計測できることを関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えておらず、継続して利用可能であることを関連資料の閲覧及び事業者へのヒアリングおよび設備点検記録等により確認している。</p>
--	---

#### 4. 特記事項

なし。

以上